

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 5
<input type="checkbox"/> 調査研修 (研究) 費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ホ-99-21制作料	政務活動費充当金額 185,625 円	精算年月日 2020.9.7		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

穴あけ注意


領収証 諏佐武史 様 No. _____

247,500

ホ-99-21制作料

2020年9月7日 上記正に領収いたしました

新潟県長岡市京多町3-6-1 番地
株式会社生活情報新聞社
TEL (0258) 28-3328



内訳	
現金	247,500
小切手	/
手形	/
合計	247,500
消費税額等 (%)	
2020.09.07	

$$247,500 \times \frac{3}{4} = 185,625 \text{円}$$

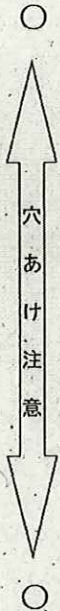
※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 6
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 中央公民館 会場使用料	政務活動費充当金額 1,600 円	精算年月日 2020. 6. 7		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの



領収証 No. 22

長岡の政務活動費 様
諏佐 武史

★ 91,600 -

但 中央公民館 会場使用料

R2 年 6 月 7 日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

長岡市台町二丁目4番50号
公益社団法人長岡市シルバー人材センター
理事長 佐々木 保男

コクヨ ウケ-77

市政報告会開催の為。

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 7
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 ホ-ムページ修正費	政務活動費充当金額 24,750 円	精算年月日 2020 . 6 . 10		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの



領収証 諏佐 武史 様 No. _____

金額 33,000

内訳
現金 _____ 但 ホ-ムページ修正費
小切手 /
手形 /

消費税額等(%) _____

新潟県長岡市喜多町386番地
有限会社 アド・ファクトリー
TEL(0258)27-8469



収入印紙

コクヨ ウケ92

$$33,000 \times \frac{3}{4} = 24,750 \text{ 円}$$

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

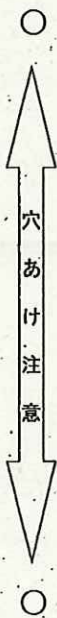
会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 8
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 広報紙印刷代	政務活動費充当金額 77,462 円	精算年月日 2020.9.15		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

領収書、広報の早し

印刷



※書類は、重ならないように貼付すること。

領収書



日付: 2020年9月15日
領収書番号: R-200911623432

諏佐 武史 御中

ラクスル株式会社



〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

¥77,462-

但し 商品代として
上記金額を正に受領いたしました。

ご注文番号	商品名 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
200911623432-01	(市政報告NO.8) 大部数チラシ,袋断裁,B4,両面力 ラー,光沢紙,53kg	31,000部	2020年 9月15日	¥70,420

注文内容:	商品:	¥70,420
注文合計:		¥70,420
消費税:		¥7,042
ご請求合計金額:		¥77,462

お支払い方法: クレジットカード

長岡市議会議員

佐史 武史

市政報告No.8 / 2020年発行



無所属・無会派 29歳

令和2年9月議会

「官製談合事件について」一般質問 不許可

令和2年9月定例会本会議において、3・6月議会に引き続き「官製談合事件について」一般質問すべく質問通告をしましたが、不許可となりました。不許可理由は、当初「全会派から抗議・意見が出されている」と説明を受けましたが、後に「刑事確定訴訟記録法に違反するおそれがある」と変更した理由を説明されました。

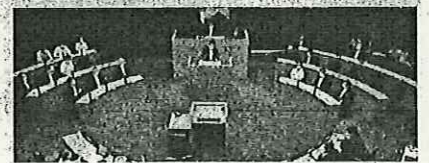
しかし、そもそも検察庁にて刑事確定訴訟記録を閲覧するときに「議会で議論するため」と申請理由を明記しているうえ、市・議会側が確認した弁護士と私・関貴志議員が確認した双方の弁護士の見解としては「確定記録の引用については刑事確定訴訟記録法には違反せず、問題はない」という結論で丸山広司議長と確認していますので、明らかに誤った判断であり、事件の根深さを感じます。

9月定例会が始まる直前に行われた議会運営委員会でも、私及び関議員の質問に対し「質問不許可通知」を出したにも関わらず、我々の方から「取り下げた」と説明されました。明らかに事実と異なる説明をされたことについては疑問が強く残ります。

不許可となりましたが、本質問の趣旨は、6月議会で関貴志議員が冒頭に発言したように、「市が何のために、だれの責任で

6月議会後の

全会派からの抗議・指摘について



事件に至ったのか、市の対応が適切であったのか」をただし、市の組織体質を確認すること、そして再発防止策に実効性を付するものです。

逮捕された元職員等は犠牲者としての側面があると考えており、司法によって裁かれた元職員や、長岡市役所に対して新たな犯罪を認めさせる意図はありません。官製談合事件も問題ですが、これは氷山の一角でしかなく、根本は市の組織体質にあり、根深いものであるという疑いを感じています。

6月議会本会議で、「官製談合事件について」一般質問した私と関貴志議員に対し、各会派代表者会議にて全会派から抗議があったと報告がありました。

抗議内容は

- ① 刑事確定訴訟記録法に反するおそれがある
- ② 一般質問では、質問者の意見を述べてはならない
- ③ 個別具体的な質問をしてはならない

というものでした。

その他の抗議内容もありましたが、会派側が誤りであることと認め、撤回したのでここには書きませんが、上記の抗議はいまだ継続しています。

①に関しては上記のとおり、議会サイド・私サイドが相談した双方の弁護士より「問題はない」と見解が一致しており、議長と私、関議員の間で解決済みですが、②についてはほぼすべての議員が自己矛盾しています。むしろ、議会における質問とは市民の声を汲んだ質問者の意見を述べるのが重要であり、またそのような場であるべきです。

③については、意味・趣旨が不明瞭であり、我々に対し「とにかく行政に対する追及をやめさせる」と意図としか感じられません。

二元代表制、機関対立主義としての地方議会は、できるだけ多様な議論形態、できるだけ多様な意思表示方法を法律の範囲内で確保すべきであって、議会が自ら発言範囲や意思表示方法を狭めるべきではないと考えます。

このように、議会側が自ら発言する範囲を狭めている理由は、新聞等でもしばしば書かれているように、会派は全て「オール与党（市長派）」であるという構造的な欠陥によるものと考えます。私もこれまで、予算等についてはほぼ賛成していますが、反対すべきものは反対する是非々々の姿勢が地方議員の責務であると考えます。

市長をはじめとした行政的な事案全てに賛成が前提なのであれば、長岡市議会が存在する意味はありません。

私は、今回の質問通告不許可を受け、行政サイドが「触れてほしくない」部分を追求する議員は徹底的に排除するという、「行政と議会」の歪んだ癒着構造を感じました。

上述した経緯の一切を主宰した丸山広司議長は、私と閣議員の主張に一部、耳を傾けてくれたり等、民主的な議長と想っています。しかし通告期間の最後には全会派の要求を受け入れざるを得ず、結果、通告不許可となりました。我々に対して謝罪はありませんでしたが、議長の指導力不足は非難すべきであると考えます。議会は市民ではなく、市長の方を向いているように感じます。我々議員は、納税者である「市民の代表」であり、「市役所の代表」ではありません。この大きな誤りは、長岡市議会が歴史的に培ってきたものであり、この意識を変えずして議会改革はあり得ないのです。

地方自治法では、議会に「市政のチェック機能」を期待しています。長岡市議会における同機能については、疑問を感じざるを得ず、「議会など不要なのではないか」という思いすら感じます。

今後について

本稿は、9月定例会会期中の9月11日時点で書いていますが、同月18日の定例会最終日に、所定の賛成者を満たしたので、閣議員と「議長不信任動議」及び官製談合事件の調査を目的とした、いわゆる「百条委員会」決議を提案する予定です。

議長不信任動議

議長不信任動議については、上述した通り正当な理由なく一般質問を不許可としたことが第一の理由です。第二の理由は、今般の議長判断は公正指導の原則に反しており、今後の中立・公平な議会運営が期待できないことにあります。

百条委員会

百条委員会の提案は、犯罪捜査を目的とした視点とは別に、市として、事件の責任関係、問題点を明らかにし、再発防止策に実効性を付するため、その詳細を調査し、実態を明らかにする必要があることが理由です。これまで行った質問のなかでも、再発防止に取り組んできたことを答弁するのみで、事件の実態については何らの調査・報告も行っていないことが明らかです。根本的な問題は、市の組織体制・文化です。「長岡市が何のために、だれの責任で事件に至ったのか、市の対応が適切であったのか」

か、これを明らかにせず、再発防止策を行っても、絵にかいた餅同然であり、何らの実効性はありません。

本当の意味でこのような事件を未然に防ぐことを考えるなら、実態解明から目を背けることなく、しっかりと問題に向き合うべきです。

何より、市議会として事件発覚直後に「真相解明せよ」と決議しているのです。市がそれに応えないのであれば、議会自らが調査する事は当然の責務であるはずで、

本紙が皆様の手元に届くころには、議会運営委員会で日程追加が否決されない限り、議長不信任及び百条委員会の両提案について可決・否決いずれかの結果が出ていると思いますので、確認していただければと思います。

最後に

初当選させていただいてから、まだ1年数カ月と短い期間ですが、当議会に対して抱き続けた違和感以上の通りであり、納得すべき点がありません。

官製談合事件について調査を始めた昨年12月より、保守系・革新系問わずさまざまな議員の方からご意見・批判をいただけてきました。こういった内容については重く受け止めながらも、是々非々の姿勢は堅持する必要があります。と考えると、行動してまいりました。

通告不許可とした今般の判断は、不当というべきであり、これがまかりとおるのであれば、議長の個人的見解によって議員の質問許可・不許可が判断されるということになります。長岡市議会としては、悪い前例を作ってしまったと思います。

今般の通告不許可は、それ自体も問題ですが、それ以上に長岡市行政の体質、議会の体質、両者における関係性の欠陥が明らかになったと考えています。

官製談合事件もそうですが、問題は個人ではなく、組織体質及び組織文化にあります。

これまでの一般質問の中で、市の組織体質について質してきました。その中で、市は再発防止策について「職員へのアンケートや倫理研修を行った」としています。それで成果が出るとは思えず、さらに今回のように行政側に付度するかのような不当な判断を、議会の代表者である議長が下しているところを見ると、行政だけでなく、議会の体質にも大いに問題があると感じます。つまり、官製談合事件は終わっておらず、「特定の者のための市政」は今も続いているという疑いが残ります。

長岡市では、33年前にも下水道工事をめぐり、汚職事件が起きています。市議会に期待される機能を取り戻さなければ、同じような事件が必ず起きます。まずは議会・議員の意識を変えていく必要があると考えます。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 9
<input type="checkbox"/> 調査研修 (研究) 費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 新聞折込代	政務活動費充当金額 118,467 円	精算年月日 2020.9.24		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

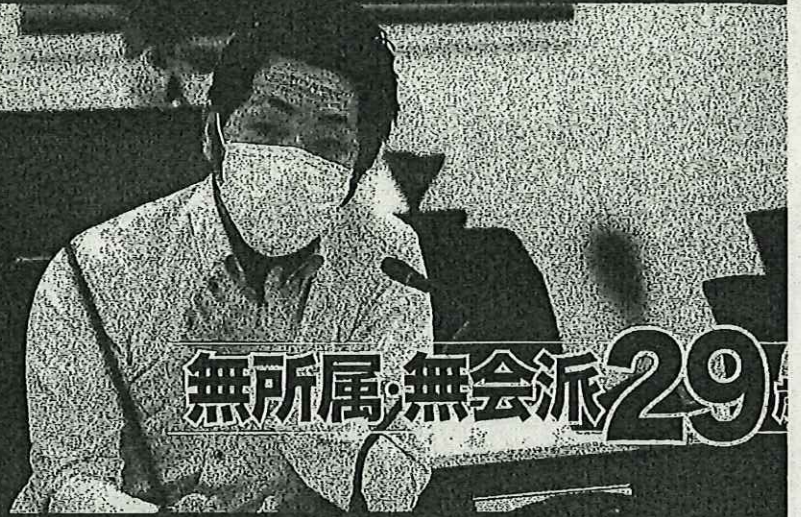
○
↑
穴あけ注意
↓
○

得意先 コード	領 収 書		E NO 074412
諏佐 武史 様		R ₂ 年 9月 24日	収入 印紙
金額	千 百 拾 万 千 百 拾 円	ただし	
¥ 118,467		チラシ折込 9月22日分 新聞代 刊行物 前売券 旅行代金 広報紙 新聞折込代	
摘要	B4(A4) - 30,750枚	①現金	係 印
折込料 ¥	104,550	②小切手	
管理料 ¥	3,148	③振込	
消費税 ¥	10,769	本領収書の金額訂正並びに領収の権利は認められません。 〒940-2117 長岡市 長岡折込 株式会社新潟日報 ビジネス 長岡折込 代表 電話 0258 (47) 4648 FAX 0258 (47) 4648	

※書類は、重ならないように貼付すること。

佐史 武

市政報告No.8 2020年発行



無所属・無会派29

令和2年9月議会

「官製談合事件について」一般質問 不許可

令和2年9月定例会本会議において、6月議会に引き続き「官製談合事件について」一般質問すべく質問通告をしましたが、不許可となりました。不許可理由は、当初「全会派から抗議意見が出されている」と説明を受けましたが、後に「刑事確定訴訟記録法に違反するおそれがある」と変更した理由を説明されました。

しかし、そもそも検察庁にて刑事確定訴訟記録を閲覧するときに「議会で議論するため」と申請理由を明記しているうえ、市議会側が確認した弁護士と私・関貴志議員が確認した双方の弁護士の見解としては「確定記録の引用については刑事確定訴訟記録法には違反せず、問題はなせ論という結論で丸山広司議長と確認していますので、明らかに誤った判断であり、事件の根深さを感じます。

9月定例会が始まる直前に行われた議会運営委員会でも、私及び関議員の質問に対し「質問不許可通知」を出したにも関わらず、我々の方から「取り下げた」と説明されました。明らかに事実と異なる説明をされたことについては疑問が強く残ります。

不許可となりましたが、本質問の趣旨は、6月議会で関貴志議員が冒頭に発言したように、「市が何のために、だれの責任で

6月議会後の

全会派からの抗議・指摘について



事件に至ったのか、市の対応が適切であったのか」をただし、市の組織体質を確認すること、そして再発防止策に実効性を付するものです。

逮捕された元職員等は犠牲者としての側面があると考えており、司法によって裁かれた元職員や、長岡市役所に対して新たな犯罪を認めさせる意図はありません。官製談合事件も問題ですが、これは氷山の一角でしかなく、根本は市の組織体質にあり、根深いものであるという疑いを感じています。

6月議会本会議で、「官製談合事件について」一般質問した私と関貴志議員に対し、各会派代表者会議にて全会派から抗議があったと報告がありました。

抗議内容は

- ① 刑事確定訴訟記録法に反するおそれがある
- ② 一般質問では質問者の意見を述べてはならない
- ③ 個別具体的な質問をしてはならない

というものでした。

その他の抗議内容もありましたが、会派側が誤りであることと認め、撤回したのでここには書きませんが、上記の抗議はいまだ継続しています。

①に関しては上記のとおり、議会サイド・私サイドが相談した双方の弁護士より「問題はない」と見解が一致しており、議長と私、関議員の間で解決済みですが、②についてはほぼすべての議員が自己矛盾しています。むしろ、議会における質問とは市民の声を汲んだ質問者の意見を述べるのが重要であり、またそのような場であるべきです。

③については、意味・趣旨が不明瞭であり、我々に対し「とにかく行政に対する波及をやめさせる」と意図としか感じられません。二元代表制、機関対立主義としての地方議会は、できるだけ多様な議論形態、できるだけ多様な意思表示方法を法律の範囲内で確保すべきであって、議会が自ら発言範囲や意思表示方法を狭めるべきではないと考えます。

このように、議会側が自ら発言する範囲を狭めている理由は、新聞等でもしばしば書かれているように、会派は全て「オール与党(市長派)」であるという構造的な欠陥によるものと考えます。私もこれまで、予算等についてはほぼ賛成していますが、反対すべきものは反対する是非々々の姿勢が地方議員の責務であると考えます。市長をはじめとした行政のなす事全てに賛成が前提なのであれば、長岡市議会が存在する意味はありません。

今後について

本稿は、9月定例会会期中の9月11日時点で書いていますが、同月18日の定例会最終日に、所定の賛成者を満たしたため、閣議員と「議長不信任動議」及び「官製談合事件の調査を目的とした、いわゆる「百条委員会」決議を提案する予定です。

議長不信任動議

議長不信任動議については、上述した通り正当な理由なく一般質問を不許可としたことが第一の理由です。第二の理由は、一般の議長判断は公正指導の原則に反しており、今後の中立・公平な議会運営が期待できないことにあります。

百条委員会

百条委員会の提案は、犯罪捜査を目的とした視察とは別に、市として、事件の責任関係、問題点を明らかにし、再発防止策に実効性を付するため、その詳細を調査し、実態を明らかにする必要があることが理由です。これまで行った質問のなかでも、再発防止に取り組んできたことを答弁するのみで、事件の実態については何らの調査・報告も行っていないことが明らかです。

根本的な問題は、市の組織体制、文化です。長岡市が何のためか、市の対応が適切であったのか、これを明らかにせず、再発防止策を行っても、絵にかいた餅同然であり、何らの実効性はありません。

か、これを明らかにせず、再発防止策を行っても、絵にかいた餅同然であり、何らの実効性はありません。本稿の意味でこのような事件を未然に防ぐことを考えるなら、実態解明から目を背けることなく、しっかりと問題に向き合うべきです。

何より、市議会として事件発覚直後に「真相解明せよ」と決議しているのです。市がそれに応えないのであれば、議会自らが調査する事は当然の責務であるはずです。

本紙が皆様の手元に届くころには、議会運営委員会が日程追加が否決されない限り、議長不信任及び百条委員会の両提案について可決・否決いずれの結果が出ていると思えますので、確認していただければと思います。

最後に

初当選させていただいてから、まだ1年数カ月と短い期間ですが、当議会に対して抱き続けてきた違和感以上の通りであり、納得すべき点がありません。

官製談合事件について調査を始めた昨年12月より、保守系・革新系問わずさまざまな議員の方からご意見・批判をいただけてきました。こういった内容については重く受け止めながらも、是非々の姿勢は堅持する必要があると考え、行動してまいりました。

通告不許可とした今般の判断は、不当というべきであり、これがまかりとおるのであれば、議長の個人的見解によって議員の質問許可・不許可が判断されるということになります。長岡市議会としては、悪い前例を作ってしまうまい。

今般の通告不許可は、それ自体も問題ですが、それ以上に長岡市行政の体質、議会の体質、両者における関係性の欠陥が明らかになったと考えています。官製談合事件もそうですが、問題は個人ではなく、組織体質及び組織文化にあります。

これまでの一般質問の中で、市の組織体質について質してきました。その中で、市は再発防止策について「職員へのオンサイトや倫理研修を行った」としていますが、それが成果が出るとは思えず、さらに今回のように行政側に付度するかのような不当な判断を、議会の代表者である議長が下しているところを見ると、行政だけでなく、議会の体質にも大いに問題があると感じます。つまり、官製談合事件は終わっておらず、「特定の者のための市政」は今も続いているという疑いが残ります。

長岡市では、33年前にも下水道工事をめぐる汚職事件が起きています。市議会に期待される機能を取り戻さなければ、同じような事件が必ず起きます。まずは議会・議員の意識を変えていく必要があると考えます。



私は、今回の質問通告不許可を受け、行政サイドが「触れてほしくない」部分を追求する議員は徹底的に排除するという、「行政と議会」の歪んだ癒着構造を感じました。

上述した経緯の一切を主宰した丸山広司議長は、私と閣議員の主張に一部、耳を傾けてくれたり等、民主的な議長と思っております。しかし通告期間の最後には全会派の要求を受け入れざるを得ず、結果、通告不許可となりました。我々に対して謝罪はありませんでしたが、議長は指導力不足は非難すべきであると考えます。

議会は市民ではなく、市長の方を向いているように感じます。我々議員は、納税者である「市民の代表」であり、「市役所の代表」ではありません。この大きな誤りは、長岡市議会が歴史的に培ってきたものであり、この意識を変えずして議会改革はあり得ないのです。

地方自治法では、議会に「市政のチェック機能」を期待しています。長岡市議会における同機能については、疑問を感じざるを得ず、「議会など不要なのではないか」という思いすら感じます。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 10
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 広報紙印刷代	政務活動費充当金額 75,449 円	精算年月日 2020.12.11		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

領収書、広報の写し

別紙

穴あけ注意


※書類は、重ならないように貼付すること。

領収書



日付: 2020年12月11日
領収書番号: R-201208047116

諏佐 武史 御中

ラクスル株式会社 

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

¥75,449-

但し 商品代として
上記金額を正に受領いたしました。

ご注文番号	商品名 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
201208047116-01	(市政報告No.11) 大部数チラシ,袋断裁,B4,両面力 ラー,光沢紙,53kg	33,000部	2020年 12月11日	¥68,590

注文内容:	商品:	¥68,590
注文合計:		¥68,590
消費税:		¥6,859
ご請求合計金額:		¥75,449

お支払い方法: クレジットカード

佐武

市政報告No.11 / 2020年発行

無所属・無党派 29歳

令和2年 9月議会 & 12月議会の報告

9月議会最終日(18日)に、①議長不信任に関する動議、②市発注工事に係る入札情報漏えい事件の調査に関する(百条委員会設置)決議を提出し、最後に私③諏佐武史議員に対する問責決議が提出されました。

	議長不信任	百条委員会	諏佐問責
市民クラブ	×	×	○
令和クラブ	×	×	○
民成クラブ	×	×	○
公明党	×	×	○
共産党	×	退場	○
無所属A(諏佐)	○	○	除斥
無所属B	×	×	×
無所属C	退場	○	×
無所属D	退場	×	×
無所属E(問責派)	○	○	×
	○→賛成、×→反対 退場→賛否なし	否決	否決

問責決議

諏佐武史議員に対する

本決議提出の理由は、「官製談合事件」の質問不許可を受けた諏佐が、Facebookに①「長岡市議会はオール与党」②「官製談合事件の通告が不許可となった」③「市議会のチェック機能崩壊」等と投稿した事が事実として、無礼かつ④議長の秩序保持権を冒とくした」ということでした。(弁明、討論は議会録を要約。決議文は議会だより216号、長岡市議会ホームページに掲載)

諏佐一身上の弁明(要約)

①「長岡市議会はオール与党」という表現については、新聞等でよく掲載されている一般論としての当該会に対する評価を述べたものである。②「官製談合事件」についての通告が不許可となったことは、不許可通知と通告書を全会派に配布した通り事実である。③「チェック機能崩壊」のくだりは、前後の文章が切り取られている。④「議長の秩序保持権を冒とくした」とされるが、そもそも秩序保持権とは、「議員が会議中、無礼な言葉を発したとき等に、議長は制止できる」という権限であり、当然である。事実関係や主観的評価を述べてはならないので、憲法21条「表現の自由」の規定と衝突する。民主主義を体現する場である議会の構成員として、どのように考えるのか。」

反対討論(要約)

「本決議が成立すれば、言論の自由にも触れる重大な事案になる。」

賛成討論(要約)

「長岡市議会はオール与党というが、議会の一部会派は一部予算に反対しており、それぞれ是非々々で対応しているため、オール与党に当てはまらない。また、諏佐議員は、一問一答の質問方式で、質問の度に意見を述べるなど、ごかしい手法をとっている。そして、諏佐議員は市長に対する敬意が足りない。我々議員は34分の1でしかないが、市長は全市民から自託を受けた長岡市の大統領である。さらに、味方をしてくれない議長に不信任動議を提出するなど、身勝手である。以上の点から、諏佐議員に猛省を促す。」

問責決議についての意見

問責決議文では「Facebook」の投稿に対して反省を促す」という趣旨だった一方で、賛成討論では多くが関係のない内容に変わっていた点は疑問です。他、私が弁明中に「民主主義」という言葉を強調したことについて、質問がありました。問責決議は不意打ちで、アドリブでの弁明となり言葉が足りなかったため、本問責と民主主義の関係についての考えを補足します。

賛成討論に立った議員は、「多数議員の賛成」を問責される根拠として強く述べられました。確かに、民主政治の根本は多数決であり、多数で決めたことが全体意思として通用します。しかし、少数意見には耳を貸さないことになると、一切の意見や批判は封じられる上に、多様性を否定することになります。B.M.フォースターは、民主主義について「多様性を許すこと」「批判を許すこと」であると説いており、考えが違う人に対してもこの点を否定してはならないと考えます。

賛成議員の思いは受け止めながらも、弁明に対する反論が皆無だった以上、疑問も残ります。

12月議会での質問

- 令和2年12月議会建設委員会、
- ① 栃尾地域のデマンドタクシー
- ② 浜田屋地区サフラン
- ③ 日本橋周辺の整備
- ④ 東西道路の整備
- ⑤ 東西道路の整備
- ⑥ 東西道路の整備
- ⑦ 東西道路の整備
- ⑧ 東西道路の整備
- ⑨ 東西道路の整備
- ⑩ 東西道路の整備
- ⑪ 東西道路の整備
- ⑫ 東西道路の整備
- ⑬ 東西道路の整備
- ⑭ 東西道路の整備
- ⑮ 東西道路の整備
- ⑯ 東西道路の整備
- ⑰ 東西道路の整備
- ⑱ 東西道路の整備
- ⑲ 東西道路の整備
- ⑳ 東西道路の整備
- ㉑ 東西道路の整備
- ㉒ 東西道路の整備
- ㉓ 東西道路の整備
- ㉔ 東西道路の整備
- ㉕ 東西道路の整備
- ㉖ 東西道路の整備
- ㉗ 東西道路の整備
- ㉘ 東西道路の整備
- ㉙ 東西道路の整備
- ㉚ 東西道路の整備
- ㉛ 東西道路の整備
- ㉜ 東西道路の整備
- ㉝ 東西道路の整備
- ㉞ 東西道路の整備
- ㉟ 東西道路の整備
- ㊱ 東西道路の整備
- ㊲ 東西道路の整備
- ㊳ 東西道路の整備
- ㊴ 東西道路の整備
- ㊵ 東西道路の整備
- ㊶ 東西道路の整備
- ㊷ 東西道路の整備
- ㊸ 東西道路の整備
- ㊹ 東西道路の整備
- ㊺ 東西道路の整備

栃尾地域のデマンドタクシーについて

昨年12月議会でも申し上げた通り、私は栃尾の中野保・西谷地区に深い縁があり、昨年10月から始まった栃尾のデマンドタクシーの実証実験には注目している。近年、全域でバス路線の縮小が進んでいる中で、本格運行につながれば、有効な移動手段となりえる。将来的に市全域の生活交通の在り方について考える必要がある中で、市の生活交通への考えを質すもの。

質問①

1年間の利用状況に対する市の評価は。

答弁①

本格運行にあたって国からの補助金も見込める結果が得られており、一定の成果を得られたと評価している。

裏面へつづく

質問②
新聞等によると、荷頃線の廃止も予定されているといふことだが、市の対応は。

答弁②

令和3年3月に廃止予定の荷頃線は、デマンドタクシー実証実験の結果、本格運行の計画案を作成し、運行へ向け準備を進めている。

質問③

将来的な地域全域の生活交通の在り方についても考えていかなければならないと思うが、市の見解は。

答弁③

持続可能な地域生活交通の在り方について、検討を進める必要がある。

そのような中、来年度以降栃尾地域生活交通検討委員会(仮称)を設置し、デマンドタクシーの運行や今後の生活交通の在り方について検討を進めていければと考えている。

サフラン酒本舗周辺における通学路の安全確保について

昨年9月の建設委員会を確認した、県道滝谷三和線における通学路について、さらなる安全確保をすべきと市に対応を質すもの。

質問①

昨年9月議会建設委員会に質問した電柱移設と通学路振り替えについて、進捗は。

答弁①

県道滝谷三和線、サフラン酒本舗前の電柱2本は、今年8月20日に移設を完了した。通学路の振り替えについては、これまで通り、県道を通学路として利用し、大雪など緊急の場合は上組小学校の判断で、臨時的に通学路を振り替えることにした。

質問②

今年4月から5月にかけて、上組小学校と子供会が中心となり通学路の二斉点検が行われ、この区間において

①「太田橋からサフラン酒本舗までの電柱移設」

②「太田橋から宮内一丁目交差点までのグリーンベルト設置」

③「市道宮内3号線における通学時間帯の交通規制」

の要望が提出されている。取り組みの方針は。

答弁②

①3本の電柱移設については、現在、地元協議を進めている。

②グリーンベルトは、国の補助金を利用して施工する予定。施工計画を国に申請するため、早くとも令和3年度以降となる見通し。

③市道宮内3号線の交通規制については、今後、この通行止め区間の方々は、はじめ、警察や地元と協議していく。

最後に

引き続き地元要望に沿った通学路整備をお願いする。

長岡東西道路の整備について

長岡東西道路における上条区間の完成が、当初より1年遅れると説明があった。改めて工事の進捗について確認するもの。

質問

地域の方から、一日でも早い供給開始を期待する声があるが、上条区間の今後のスケジュールや供給開始の見通しは。

答弁

来年度、JRとの交差箇所の支障物件の移設工事を行った後、道路改良、舗装、道路照明等を行い、来年度中には供給開始の見通しであることを見通しを原に確認している。

市としても、地域住民の期待が大きいことは認識しており、一日も早い供給開始ができるよう、県に働きかけていきたいと考えている。

表面つづき

議長不信任に関する

動議

本動議提出の理由は、関貴志議員及び副佐の一般質問「官製談合事件について」を正当な理由なく不許可とし、「議長の公正指導の原則」に反したことです。

反対討論(賛)

「本件不許可行為は、市議会会議規則第62条に「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる」とあるように、議長の裁量の範囲内である。」

反対討論(賛)

本決議提出の理由は、昨年発覚した官製談合事件に関して、市が検察による捜査や裁判の内容を否定しているため、監視機関としての議会権能を行使し再発防止策に実効性を付することです。

百条委員会

設置決議

「本件不許可行為は、議長の偏った判断によるものであり、問題がある。地方議会の専門家によると、今後、議会においては行政等が認めた公式見解的な事実に基づいた質問でない場合は質問が不許可になる可能性があり、大変重大な事案である。」

賛成討論(賛)

「アンケートや制度変更で再発防止になるという発想は短絡的と言ふべきである。全容がまだ不明である以上、「再発防止」を目的とした調査が必要。そもそも議会として調査するよう全会一致で決議しているにも関わらず、市は事実関係の調査を全く行っていない。市が応えない以上、議会自らが調査するのは当然である。」

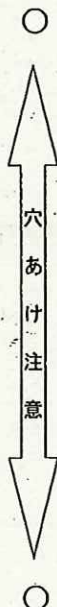


政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 11
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 事務用品	政務活動費充当金額 2,586 円	精算年月日 2020.4.17		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの



文具スーパー
事務キチ

文具スーパー事務キチ 長岡店
TEL:0258-29-1881
新潟県長岡市福山町427-1

領収証

諏佐 武史 様

2020年04月17日(金)13:48<0013-02>

¥2,586

内消費税 10.0%(235)

現金 2,586

但し 事務用品代

上記金額を領収いたしました

株式会社つちや

保管する場合は、光により字が
消える場合がありますので、
暗所にて遮光して下さい。

No: [Redacted]
発行日:2020年04月17日(金)13:48

文具スーパー
事務キチ

文具スーパー事務キチ 長岡店
TEL:0258-29-1881
新潟県長岡市福山町427-1

いらっしゃいませ
文具スーパー事務キチへようこそ
またのお越しをお待ちしております

2020年04月17日(金)13:48<0013-02>

4901480258416			
クリップ<バ>	278*	2	556
4903419348816			
クリップ A4S 20P 7カ	292*	3	876
4903419348908			
クリップ A4S 40P 7カ	577*	1	577
4903419348922			
クリップ A4S 40P キットリ	577*	1	577

小計 7 2,586

内税対象金額 2,586
10.0%対象金額 2,586
(内消費税額 10.0%) (235)

合計 2,586

現金 2,590

お預り 2,590
お釣り 4

No: [Redacted]



※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 12
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 369-用紙	政務活動費充当金額 1,012 円	精算年月日 2020.4.26		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの。

文具スーパー
事務キチ

文具スーパー事務キチ 長岡店
TEL:0258-29-1881
新潟県長岡市福山町427-1

領収証

諏佐武史 様

2020年04月26日(日)12:07<0013-02>

¥1,012

内消費税 10.0%(92)

現金 1,012

但し エコー用紙代

上記金額を領収いたしました。として

株式会社つちや

保管する場合は、光により字が消える場合がありますので、暗所にて遮光して下さい。

No: [Redacted]
発行日:2020年04月26日(日)12:08

文具スーパー
事務キチ

文具スーパー事務キチ 長岡店
TEL:0258-29-1881
新潟県長岡市福山町427-1

いらっしゃいませ
文具スーパー事務キチへようこそ
またのお越しをお待ちしております

2020年04月26日(日)12:07<0013-02>

4535449100029
北越紀州製紙 コピー用紙B4 1包
594* 1 594
4938650400092
シャープ マルチリール A4 500枚
418* 1 418

小計 2 1,012

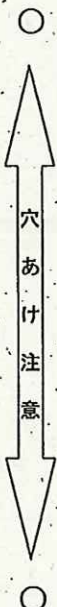
税込対象金額 1,012
10.0%対象金額 1,012
(内消費税額 10.0%) (92)

合計 1,012

現金 1,012

お預り 1,012

No: [Redacted]



※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 13
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 7/4-1ク代	政務活動費充当金額 10,640 円	精算年月日 2020.5.2		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

Joshin

領収証

印紙税申告納付につき迅速
税務署承認済

2020年05月02日 17:12 No. 38842518

諏佐 武史 様

14	社員コード	取引番号	カード番号
		90762	3884

領収金額 百万 千 円
¥ 10,640

うち消費税等 (967)
10%対象額 (10,640) 10%消費税 (967)

上記金額正に領収致しました。
但しイイ

金種内訳	1. 現金 ()	②クレジット (10,640)
	3. J-Debit ()	4. 金券等 ()
	5. ギフト ()	6. ()
	7. ()	
現金 (J-Debit含む) 及び金券等に含まれる消費税等 0		

領収	担当者コード	担当者	販店コード	店名
			1858	長岡愛宕店
得意	コード		売担当者コード	担当者

売上伝票番号	ご入金金額	売上種別	照合
	¥10,640	U-1	カ
入金内訳			

毎度お引き立てにあずかりましてまことにありがとうございます。
ご入金内容につきましてご不明な点がございましたら下記の領収部署へ、商品につきましてはお買上げの店へお問い合わせ下さい。
尚、本証は、金額の抹消、訂正されたもの及び店データ印無きものは無効となります。
上新電機株式会社

※書類は、

領収部署
長岡愛宕店
0258-33-0404



2020年05月02日(土) 17時12分 No. 90748

* お買上明細書 *
0001:お持帰

分類:00 00

4988617161030 インク
ICBK76

2個 (5,320) 単 10,640
(税別価格 9,674)
税込小計 10,640
《税込合計》 ¥ 10,640
内消費税等 967
(10% 対象額 10,640 消費税 967)
(JCB) 10,640

穴あけ注意

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 14
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 情報公開にかかり コピー代	政務活動費充当金額 2,950 / 円	精算年月日 2020 . 5 . 29		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

○
↑
穴あけ注意
↓
○

領 収 書

会計別 一 般	No 277149	
令和 2 年度	No. 44	
納人住所氏名 長岡市豊誌 町 206-22 言取 佐 武史 様		
款 諸 収 入	節 雑 入	
細 目	金 額	督 促 手 数 料
26-	2,950-	
令和 2 年 5 月 29 日		
長岡市 (所属) 庶務課		
長岡市出納印 庶務課長		
青柳 浩司	-25.29	
(168×65)	30.10	(2×50×300)

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 15
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 799-A-1/7代	政務活動費充当金額 9,490 円	精算年月日 2020・7・6		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料に
料に係る領収書等で、複
額等の4分の3以内の額

つき支払総額の4分の3以内の額(通信
しているものにあつては、当該各月の支払
るもの。

領収証

 ビックカメラ 新潟店
 電話番号 025-248-1111
 諏佐 武史 様

¥9,490-

(内、消費税等 ¥862-)
 お品物 () 代として
 上記正に領収致しました。

アプリから店舗の在庫を確認できます!

2020/07/06/19:14 レジNo.106/0213
 取引No.7593 販売員

4988617161030	ICBK76	
JICA	¥4,810	¥5,290
4988617161047	ICG76	
JICA	¥1,910	¥2,100
4988617161061	ICV76	
JICA	¥1,910	¥2,100
合計		¥9,490
(内、消費税等		¥862)
点数	3	

会社1 IC口座
 一回払い 承認 0065443 伝票75930
 A0000000651010 0034 0

お支払い ¥9,490
 JCB ¥9,490
 的銭 ¥0

お知らせ

今すぐ快適!
エアコン祭

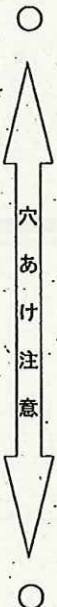
当社指定機種
 ご購入で
 ご不要のエアコン **10%** 引き換え

最大 **30,000**
 円で下取り

※下取りには諸条件がございます。詳しくは販売員まで。

この他にも
早期取付特典
 多数ご用意しております
 詳しくはコチラ▶▶▶

※書類は、重ならないよ



政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳No. 16
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 コピ-用紙	政務活動費充当金額 654 円	精算年月日 2020.7.6		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料に
料に係る領収書等で、複
額等の4分の3以内の額

き支払総額の4分の3以内の額(通信
いるものにあつては、当該各月の支払
るもの)



¥654-

(内、消費税等 ¥59-)
お品物 () 代として
上記正に領収致しました。

アプリから店舗の在庫を確認できます!

2020/07/06/19:13 レジNo106/0213
取引No7592 販売員

4546936600038	8560202	
北-ｺｯｼ	¥298	¥327
4546936600038	8560202	
北-ｺｯｼ	¥298	¥327
合計		¥654
(内、消費税等		¥59)
	点数 2	

会社1 IC口座
一回払い 承認 0054992 伝票75920
A0000000651010 0032 0

お支払い ¥654
JCB ¥654
釣銭 ¥0

お知らせ

今すぐ快適!
エアコン祭

当社指定機種
ご購入で
ご不要のエアコン

さらに
+ 最大 10%
お返し

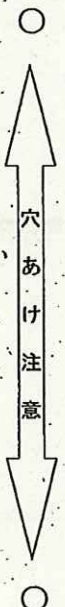
最大 **30,000**
円で下取り

*下取りには条件がございます。詳しくは販売員まで。

この他にも
早期取付特典
多数をご用意しています
詳しくはコチラ)))



※書類は、重ならないよう

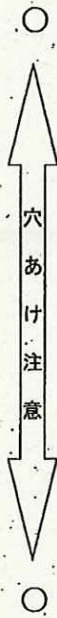


政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 17
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 情報公開にかかり ご依頼	政務活動費充当金額 1,870 円	精算年月日 2020. 7. 9		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの



領 収 書

会計別 一 般	No 278751	
令和 2 年度 No 1		
納人住所氏名 長岡市豊花 町 丁目	206-22	
諏佐 武史 様		
款 目	金額	督促手数料
雑収入	1,870-	
令和 2 年 7 月 9 日		
長岡市 (所属) 庶務課		
長岡市出納員 庶務課長		
青柳 浩司	2.7.9	
(168 x 65)	30.10	(2 x 50 x 300)

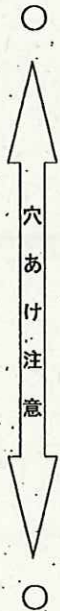
※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 18
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 事務用品代	政務活動費充当金額 3,168 円	精算年月日 2020. 7. 14		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの



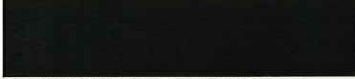
文具スーパー
事務キチ

文具スーパー事務キチ 長岡店
TEL: 0258-29-1881
新潟県長岡市福山町427-1

いらっしやいませ
文具スーパー事務キチへようこそ
またのお越しをお待ちしております

2020年07月14日(火)16:10<0013-01>

4535449314211
北越紀州製紙 ファインカー-A4×500 ライト
660* 1 660
4532141145112
マクロス フレキア ネットワーク ストライト
2,508* 1 2,508



小計 3 3,170
内税対象金額 3,170
10.0%対象金額 3,170
(内消費税額 10.0%) (288)
合計 3,170
株式会社JCB 3,170
お預り 3,170

No:



商品の金額の計
充当

※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

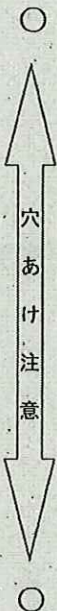
会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 19
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 情報公開にかかわる コピー代	政務活動費充当金額 2,340 円	精算年月日 2020.8.28		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額（通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額）に対し、政務活動費を充当できるもの

領 収 書

会計別 一 般	No 278793	
令和 2 年度	No Y2	
納人住所氏名 長岡市 206-22 町 丁目 諏佐 武史 様		
款 諸 収 入	雑 入	
細 目	金 額	督 促 手 数 料
コピー代	¥ 2,340-	
令和 2 年 8 月 28 日		
長岡市 (所属) 庶務課		
長岡市出納員		
庶務課長		領収書印 出納員 28.28
青柳 浩 司		領収書



※書類は、重ならないように貼付すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 20
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 事務用品代	政務活動費充当金額 5,204 円	精算年月日 2020.10.8		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

文具スーパー
事務キチ

文具スーパー事務キチ 長岡店
TEL:0258-29-1881
新潟県長岡市福山町427-1

いらっしやいませ
文具スーパー事務キチへようこそ
またのお越しをお待ちしております

2020年10月07日(水)17:59<0013-01>

諏佐 武史

0500		
7710-N イタ		
0 1,980*	1	1,980
4901480041643		
7777777777 A4クリップ		
0 278*	1	278
4901480325248		
7777777777 7777		
0 378*	2	756
4903419348854		
7777777777 A4S 20P 77		
0 292*	1	292
4903419348823		
7777777777 A4S 20P キ		
0 292*	1	292

小計 7 3,599

内税対象金額 3,599
10.0%対象金額 3,599
(内消費税額 10.0%) (327)

合計 3,599

現金 5,000

お預り 5,000
お釣り 1,401

No: [Redacted]



0 137646 441116

商品の
金額が
充当

文具スーパー
事務キチ

文具スーパー事務キチ 長岡店
TEL:0258-29-1881
新潟県長岡市福山町427-1

いらっしやいませ
文具スーパー事務キチへようこそ
またのお越しをお待ちしております

2020年10月08日(木)17:12<0013-02>

諏佐 武史

4903419349073		
7777777777 A3S 20P 77		
0 885*	1	885
4971711120300		
名刺カート 7777		
0 660*	1	660
4902778040997		
三菱 7777777777 0.5mm SXR-80-05		
0 61*	1	61

小計 4 1,608

内税対象金額 1,608
10.0%対象金額 1,608
(内消費税額 10.0%) (146)

合計 1,608

現金 1,608

お預り 1,608

No: [Redacted]



0 240656 441127

穴あけ注意

※書

すること。

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 21
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 事務用品代	政務活動費充当金額 4,443 円	精算年月日 2020.10.20		

領収書等貼付欄

4,443 円

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

文具スーパー
事務キチ

文具スーパー事務キチ 長岡店
TEL:0258-29-1881
新潟県長岡市福山町427-1

いらっしやいませ
文具スーパー事務キチへようこそ
またのお越しをお待ちしております

2020年10月20日(火)17:13<0013-02>

4902870728731
おツキス B 117ラット レット
1,237* 1 1,237
4903419348915
クッキー A4S 40P キ
577* 1 577
4535449317113
北越紀州製紙 ファインカー-A3×500 B-7
1,307* 1 1,307
4535449315218
北越紀州製紙 ファインカー-A4×500 ピンク
660* 1 660
4535449314211
北越紀州製紙 ファインカー-A4×500 ライト
660* 1 660

小計 6 4,443

内税対象金額 4,443
10.0%対象金額 4,443
(内消費税額 10.0%) (403)

合計 4,443

株式会社JCB 4,443

お預り 4,443

No:



0 243610 441249

※書類

ること。

文具スーパー
事務キチ

文具スーパー事務キチ 長岡店
TEL:0258-29-1881
新潟県長岡市福山町427-1

領収証

諏佐武史 様

2020年10月20日(火)17:13<0013-02>

¥4,443

内消費税 10.0%(403)

株式会社JCB 4,443

但し 事務用品代に用紙代は

上記金額を領収いたしました。



株式会社つちや

保管する場合は、光により字が消える場合がありますので、暗所にて遮光して下さい。

No:
発行日:2020年10月20日(火)17:13

高の
金額の
元

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 22
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 1-7代	政務活動費充当金額 16,234 円	精算年月日 2020.10.21		

領収書等貼

※ガソリン料に係る額等の4

等1枚単位につき支払総額等が記載されているもの動費を充当できるもの

発行日:2020年10月21日

諏佐 武史

領収書

様

管理No.1527-403-0000575
伝票No.1527-403-034012

支払内訳
カード

¥10,934

10%対象

¥10,934(内消費税

¥994)

上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告納
付につき高橋
税務署承認済



B1527403034012B

発行日:2020年10月21日

諏佐 武史

領収書

様

管理No.3055-403-0001906
伝票No.3055-403-101612

支払内訳
カード

¥5,300

10%対象

¥5,300(内消費税

¥481)

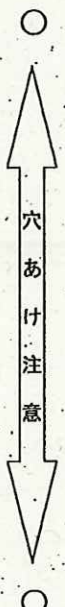
上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告納
付につき高橋
税務署承認済





B3055403101612B



※裏紙は、

政務活動費領収書台帳

会派名 無所属	氏名 諏佐 武史	代表者印 	経理責任者印 	台帳 No. 27
<input type="checkbox"/> 調査研修(研究)費 <input type="checkbox"/> 人件費	<input type="checkbox"/> 広報広聴費 <input type="checkbox"/> 事務所費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 事務費	<input type="checkbox"/> 資料費	<input type="checkbox"/> 情報通信費
摘要 仁7代	政務活動費充当金額 10,601 円	精算年月日 2020.11.5		

領収書等貼付欄

※ガソリン代及び通信料については、領収書等1枚単位につき支払総額の4分の3以内の額(通信料に係る領収書等で、複数月に係る支払額等が記載されているものにあつては、当該各月の支払額等の4分の3以内の額)に対し、政務活動費を充当できるもの

発行日:2020年11月05日

領収書

諏佐 武史

様

〒10,601 (内消費税 ¥963)

但しインク 代として。

支払内訳
カード

¥10,601

10%対象

¥10,601(内消費税

¥963)

上記の金額正に領収いたしました。
株式会社ヤマトエネキ
群馬県高崎市栄町1-1

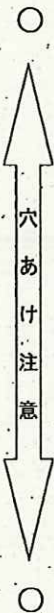
※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告期
付につき高崎
税務署承認済

管理No. 3055-403-0001942
伝票No. 3055-403-103204



3199787011 | CBK76 76
17.ソソイク 1:持帰 外10 08
¥4,819



※書類は、重